上勝町診療所（訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション）運営規程

（事業の目的）

第１条　上勝町が開設する上勝町診療所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）の事業の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、診療所の理学療法士が、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

２　事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名称　　上勝町診療所

二　所在地　徳島県勝浦郡上勝町大字正木字西浦１１１番地７

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一　管理者　１名（常勤、所長を兼務）

管理者は、事業所の従業員の管理及び訪問リハビリテーション等の利用の申込みに係る調整その他の管理を一元的に行う。

二　理学療法士　１名（常勤）

理学療法士は、訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

二　営業時間　午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

（指定訪問リハビリテーション等の利用料の額）

第６条　指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、その１割の額とする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、上勝町内とする。

（苦情に対する対応方針）

第８条　事業所は自ら提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

（個人情報の保護）

第９条　利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

（虐待の防止、身体拘束適正化に関する事項）

第10条　事業所は虐待の発生又はその再発を防止、身体拘束等の適正化のため、次に掲げる措置を講じる。

一　事業所における虐待防止、身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二　事業所における虐待防止、身体拘束適正化のための指針を整備すること。

三　事業所において、従業者に対し、虐待の防止、身体拘束適正化のための研修を定期的に実施すること。

（業務継続計画の策定等）

第11条　事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2　事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する事項）

第12条　事業者は従業者の資質の向上を図るため研修を実施し、業務体制の整備を行うのものとする。

一　研修　　年２回（採用時研修は別途行うものとする。）

2　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するとともに退職後も同様とする。

3　この規程に定めるもののほか運営に関する重要事項は、上勝町と管理者との協議により定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１９年１２月１日から施行する。

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。